

○役員及び評議員の報酬等に関する規程

1978年10月 1 日

制定

最終改正 2025年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、役員及び評議員の報酬及び旅費等について定める。

(報酬)

第 2 条 役員及び評議員の報酬の額は、次のとおりとする。

非常勤の理事 月額 8 万円

非常勤の監事 月額 10 万円

評議員 評議員会出席 1 回あたり 2 万円

2 前項の役員の報酬は、毎月支給する。ただし、任期の途中で交替したときは当該月につき日割計算によるものとする。

3 第 1 項の評議員の報酬は、出席回数に応じて当該月の翌月に支給する。

4 第 1 項の規定にかかわらず、本学専任職員として常時勤務する者が理事又は評議員となる場合には、本学専任職員としての給与のみを支給し、別途役員又は評議員の報酬を支給しない。

5 常時勤務する監事（以下「常勤監事」という。）の報酬の額は、年額804万円とし、その12分の1を月額給として支給する。

6 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(期末手当)

第 3 条 役員及び評議員には、期末手当を支給しない。

2 前項にかかわらず、本学専任職員として常時勤務する理事及び本学専任職員として常時勤務する評議員（以下、「常勤理事等」という。）の期末手当については、本学専任職員としての期末手当を給与規程に基づき、支給する。

(退職金)

第 4 条 役員及び評議員には、退職金を支給しない。

2 前項にかかわらず、常勤理事等の退職金については、本学専任職員としての退職金を退職金規程に基づき、支給する。

(旅費)

第 5 条 非常勤の役員及び評議員（本学専任職員として常時勤務する者を除く。）（以下、「非常勤役員等」という。）が、理事会又は評議員会に出席しその他その職責に基づく本学の用務のために来学する場合には、旅費規程を準用して自宅からの旅費を支給する。

- 2 非常勤役員等が、その職責に基づく本学の用務のために学外へ赴く場合には、旅費規程を準用して出張旅費を支給する。
- 3 前2項の旅費規程の準用にあたっては、非常勤役員等は同規程第9条第2項のBとし、日当については、当該非常勤役員等の自宅が所在する都道府県以外の場所に赴く場合に支給する。
- 4 常勤理事等及び常勤監事については、給与規程に基づき通勤手当を支給し、出張に際しては、旅費規程に基づき出張旅費を支給する。

(住宅の提供)

第6条 常勤の役員（本学専任職員として常時勤務する者を除く。）が、就任に際し遠隔地から本学に赴任する場合には、大学側が住宅を提供することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第137条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、評議員会の意見を聴き、理事会の承認を得なければならない。

附 則 (制定)

この規程は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (報酬の額の改定及び退職金不支給規定の追加に伴う改正)

この規程は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (常勤監事の報酬の追加に伴う改正)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (役員及び評議員の報酬の見直し、規程改廃手続の明確化及び字句整理に伴う改正)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (旅費規程の改正に伴う改正)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (私立学校法の改正に伴う改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (私立学校法の改正による寄附行為の変更及びガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。